館山市公用車車体広告募集要項

令和７年２月

館　 山　 市

この要項は、館山市が所有する庁用自動車（以下「公用車」という。）に民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、館山市有料広告掲載要綱（平茂２０年日告示第４８号　以下「要綱」という。）及び館山市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

【１　広告の規格等】

（１）掲載車両

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 車番 | 車両タイプ | 車 　種  登録年月 | R5（年間）  走行距離 | 主 な  走行区域 |
| １ | 4948 | 普通乗用車 | トヨタ シエンタ  令和５年7月 | 15,121km | 市内  市外 |
| ２ | 8515 | 普通乗用車 | トヨタ シエンタ  令和２年5月 | 19,909km | 市内  市外 |
| ３ | 9140 | 普通乗用車 | 日産 セレナ  令和４年4月 | 24,803km | 市内  市外 |
| ４ | 3576 | 普通貨物車 | 日産 キャラバン  令和２年2月 | 5,634km | 市内 |
| ５ | 2004 | 軽貨物車 | ダイハツ ハイゼットカーゴ  令和２年5月 | 5,736km | 市内 |
| ６ | 4181 | 軽貨物車 | ダイハツ ハイゼットカーゴ  令和４年8月 | 6,169km | 市内 |
| ７ | 4182 | 軽貨物車 | ダイハツ ハイゼットカーゴ  令和４年8月 | 6,801km | 市内 |
| ８ | 9121 | 軽貨物車 | ダイハツ ハイゼットカーゴ  令和３年7月 | 7,108km | 市内 |

※使用時間は、原則として平日８時３０分から１７時１５分までです。

（２）広告の規格

　　縦400㎜×横600㎜以内の長方形又は正方形で、マグネットシートとする。

（３）掲載位置

　　　後部座席ドアの左右両面で、公用車の用途及び運行の安全を妨げない場所とする。

（４）掲載期間

　　　令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）までとする。この期間以外とする場合には館山市との協議のうえ決定する。

（５）掲載料

　　１台につき月2,000円とする。

　　※月単位とし、日割りによる減額はしない。

【２　広告の募集】

　（１）応募条件

　　　①掲載基準第４条各号に該当しないこと。

　　　②市税等に滞納がないこと。

（２）受付期間及び受付時間

　　第一次募集

　　　　令和７年２月１７日（月）～令和７年３月１４日（金）

午前９時～午後５時　※土曜日、日曜日及び祝日は除く

　　　第二次募集

　　　　令和７年４月１日（火）以降随時

　　　　午前９時～午後５時　※土曜日、日曜日及び祝日は除く

　（３）応募方法

　　　以下の必要書類を館山市管財契約課に持参又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とし、令和７年３月１４日（金）午後５時を過ぎて到着したものは第一次募集分として取り扱わない。

　　＜必要書類＞

　　　①館山市公用車車体広告申請書（様式第１号）

②掲載しようとする広告の案

　　　③業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）

　　　④館山市税の納税証明書

※申込者の市税等の納税状況（納税義務の有無を含む）について、館山市の保有するデータで確認することに同意する場合（申請書の該当項目にチェックをしてください）は、納税証明書の添付は不要です。

（４）質問

　　　第一次募集において質問がある場合には、令和７年３月５日（水）午後５時までに、「質問書（様式第３号）」を館山市管財契約課に「fax」又は「電子メール」で提出した後に、質問書を提出した旨を電話で報告すること。

　　　第二次募集における質問は、随時受け付けるが、提出方法等は第一次募集と同様とする。

　（５）質問への回答

　　　質問書が提出された翌日（翌日が閉庁日の場合には直後の開庁日）の午後５時までに市ホームページにて回答する。なお、質問への回答は、本要項と一体になって効力を有するものなので、応募者は、必ず質問及び回答を確認すること。掲載決定後に、本要項についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

　（６）公用車の確認

　　　応募前に公用車を確認したい場合には、館山市管財契約課に連絡をし、日程を調整すること。

　（７）様式

　　　館山市HPから別に添付している様式をダウンロードすること。

　（８）追加募集

　　　令和７年４月１日（火）以降で、広告主が決まっていない掲載車両がある場合は、第二次募集を実施する。

【３　広告主の決定】

　（１）広告の掲載順位

　　　掲載順位は要綱第４条によるが、第二次募集においては先着順とする。なお、応募者には「館山市公用車車体広告結果通知書（様式第２号）」を通知する。

　（２）屋外広告物の許可手続き

　　　千葉県屋外広告物条例（昭和４４年千葉県条例第５号）に基づく許可申請が必要となる。

（３）広告原稿の確認

　　　広告原稿を館山市が確認するため、広告の完成前に館山市管財契約課に提出すること。

　（４）掲載料の支払い

　　　掲載期間に応じた掲載料を、館山市が発行する納入通知書により、指定する期日までに一括前納すること。なお、館山市が納付確認をするまでは掲載することができない。

（５）掲載決定の取り消し

　　　掲載決定後でも、広告内容等が要綱及び掲載基準に適合しなくなったことにより、館山市が広告掲載を継続しがたいと認めたときは、館山市は決定を取り消すことができる。

（６）館山市の都合による取り消し、休止

広告掲載場所を公用又は公共用に供する必要が生じたときには、館山市は決定の取り消し、又は休止をすることができる。なお、この場合には取り消し、又は休止をした月数（１ケ月に満たない場合は切り捨てる）に応じて、掲載料を返金するが、利子は付さない。

【４　広告の掲載・撤去】

　（１）広告の貼付け

　　　広告の貼付けには、館山市及び広告主が立ち合う。なお、千葉県屋外広告物条例に基づく「許可証」を確認するので、貼付け時に持参すること。

　（２）広告の撤去

　　　広告掲載期間の満了する日までに現状復旧をし、館山市の確認を受けること。なお、決定の取り消しや自己都合で撤去する場合には、館山市が指定する期日までに現状復旧をし、館山市の確認を受けること。なお、この場合には納付済の掲載料は返金しない。

（３）費用負担

　　　広告の作成にかかる費用、貼付け及び撤去にかかる費用は、広告主が負担する。なお、盗難、滅失及び破損等に対して、館山市は一切の補償をしないので、復旧にかかる費用はすべて広告主が負担する。

また、千葉県屋外広告物条例に基づく許可に要する費用も広告主が負担する。

【５　その他】

　（１）広告主の公表

　　　今後の募集時に、公表する場合がある。

（２）協議

　　　本要項に定める事項のほかに疑義が生じた場合は、館山市と広告主で協議のうえ決定する。

【６　問い合わせ先・書類の提出先】

　　〒２９４－８６０１　館山市北条１１４５番地１

　　　館山市　総務部管財契約課管財係

　　ＴＥＬ　　０４７０－２２－３２９６

　　ＦＡＸ　　０４７０－２０－１５０５

　　Ｅ-ｍail　[kankei@city.tateyama.chiba.jp](mailto:kankei@city.tateyama.chiba.jp)